

復原性計算における通風筒の取扱いに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 V 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

国際満載喫水線条約（以下，LL 条約）に対し，IACS では必要に応じて各種統一解釈を採択しており，本会はこれらを鋼船規則に取入れている。

IACS はこれらの統一解釈について，関連する IMO サーキュラーとの整合性の担保を主な目的として見直しを行った。この見直しの中で，復原性計算における通風筒の取扱いを規定している統一解釈 LL80 について，MSC.1/Circ.1535(Rev.2)との整合のため改正を行い，IACS 統一解釈 LL80(Rev.1)として採択した。

今般，IACS 統一解釈 LL80(Rev.1)に基づき，関連規定を改める。また，これに併せて，乾舷指定計算に使用する船楼及び低船尾楼の標準高さに関する表の形式を，LL 条約と同様のものとなるよう改める。

改正内容

- (1) 復原性計算における通風筒の取扱いに関する表現を，IACS 統一解釈 LL80(Rev.1)に整合させるべく改める。
- (2) 乾舷指定計算に使用する船楼及び低船尾楼の標準高さに関する表 V2.2.1-1.の形式を，LL 条約と同様のものとなるよう改める。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

V 編 満載喫水線

V2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

V2.2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

V2.2.1 乾舷の指定

表 V2.2.1-1.を次のように改める。

(日本籍船舶用)

~~表 V2.2.1-1. 船楼の標準高さ(h_g)~~

船の乾舷用長さ(L_f)	船楼の標準高さ(m)	低船尾楼の標準高さ(m)
30m 以下	1.80	0.90
30m を超え 75m 以下	1.80	1.20
125m 以上	2.30	1.80

表 V2.2.1-1. 船楼の標準高さ

乾舷用長さ L_f (m)	標準高さ h_s (m)	
	低船尾楼	すべての他の船楼
30 以下	0.90	1.80
75	1.20	1.80
125 以上	1.80	2.30

(外国籍船舶用)

~~表 V2.2.1-1. 船楼の標準高さ(h_g)~~

船の乾舷用長さ(L_f)	船楼の標準高さ(m)	低船尾楼の標準高さ(m)
30m 以下	1.80	0.90
75m	1.80	1.20
125m 以上	2.30	1.80

表 V2.2.1-1. 船楼の標準高さ

乾舷用長さ L_f (m)	標準高さ h_s (m)	
	低船尾楼	すべての他の船楼
30 以下	0.90	1.80
75	1.20	1.80
125 以上	1.80	2.30

-13.を次のように改める。

(日本籍船舶用)

-13. 満載喫水線規則第 26 条第 1 項第 7 号 (条約 27 規則(13)(e)関連) の適用上、~~船舶復原性規則第 2 条第 7 項にいう「閉鎖装置を備えない開口」には、~~規則 C 編 23.6.5-2.又は規則 CS 編 21.6.5-2.に従って風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であっても、運航上の理由から、機関室、非常用発電機室又は閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域 (非常用発電機室は、復原性計算において浮力に算入されている場合又は下方に通じる開口を保護している場合) に給気を行うために開放しておく必要がある通風筒は、残存復原力を有する範囲において、船舶復原性規則第 2 条第 7 項にいう「閉鎖装置を備えない開口」とみなすを含む。閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の通風筒を「閉鎖装置を備えない開口」として取扱うことが技術的に実現不可能な場合、主管庁が適当と認めた場合に限り、同等の安全性を確保する代替措置を用いて差し支えない。

(外国籍船舶用)

-13. 国際満載喫水線条約第 27 規則(13)(e)の適用上、~~「保護されていない開口」には、~~規則 C 編 23.6.5-2.又は規則 CS 編 21.6.5-2.に従って風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であっても、運航上の理由から、機関室、非常用発電機室又は閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域 (非常用発電機室は、復原性計算において浮力に算入されている場合又は下方に通じる開口を保護している場合) に給気を行うために開放しておく必要がある通風筒は、残存復原力を有する範囲において、「保護されていない開口」とみなすを含む。閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の通風筒を「保護されていない開口」として取扱うことが技術的に実現不可能な場合、主管庁が適当と認めた場合に限り、同等の安全性を確保する代替措置を用いて差し支えない。